（国民健康保険法施行令の一部改正）

第六条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の二十三」を「第二十九条の二十二」に改める。

第二十九条の二十三を削る。

（道路交通法施行令の一部改正）

第七条　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の八を削る。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第八条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「期末手当を」を「期末手当又は勤勉手当を」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第九条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条の七」を「第四十五条の六」に改める。

第四十五条の七を削る。

第五十一条の三第一項中「地方自治法施行令」の下に「（昭和二十二年政令第十六号）」を加える。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第十条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「第二百四十三条の二第一項を」を「第二百四十三条の二の七第一項を」に改め、同条の表第二百四十二条の三第五項の項の次に次のように加える。

第二百四十三条の二第八項及び第九項	会計管理者	合併特例区の長
第二百四十三条の二第十項	監査委員	合併市町村の監査委員
	会計管理者	合併特例区の長
第二百四十三条の二の五第一項第一号	住民	合併特例区の区域内に住所を有する者
第二百四十三条の二の六第三項	規則	合併特例区規則
	会計管理者	合併特例区の長

第四十四条の表第二百四十三条の二第一項の項中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改め、同表第二百四十三条の二第二項の項中「第二百四十三条の二第二項」を「第二百四十三条の二の七第二項」に改め、同表第二百四十三条の二第三項の項中「第二百四十三条の二の七第三項」を「第二百四十三条の二の二第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改め、同表第二百四十三条の二の二第三項及び第四項の項中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改め、同表第二百四十三条の二の二第八項の項中「第二百四十三条の二の八第八項」に改め、同表第二百四十三条の二の二第九項の項中「第二百四十三条の二の二第九項」を「第二百四十三条の二の八第九項」に改める。

第五十条第一項中「第百五十八条まで、第百五十八条の二（第一項第一号、第二号及び第五号に係る部分を除く。）、第百五十九条、第百六十条」を「第百六十条まで」に、「第百六十五条の八」を「第百六十五条の七」に、「第百七十三条の三まで」を「第百七十三条の六まで」に、「第百七十三条及び第百七十三条の二から第百七十三条の四まで及び第百七十三条の六」に改め、同表第百五十八条第一項の項から第百五十八条の二第五項の項まで及び第百六十五条の三第二項の項を削り、同表第百六十五条の四第二項の項中「第百六十五条の四第二項」を「第百六十五条の四第三項」を「第百六十五条の三第二項」に改め、同表第百六十五条の四第五項の項中「第百六十五条の四第五項」を「第百六十五条の三第五項」に改め、同表第百六十五条の五の項中「第百六十五条の五」を「第百六十五条の四」に改め、同表第百六十五条の六第三項の項中「第百六十五条の五第三項」を「第百六十五条の四第三項」に改め、同表第百六十七条の十七の項中「、合併市町村」の下に「（市町村の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）」を加え、同表第百七十一条の五及び第百七十一条の六第一項の項の次に次のように加える。

第百七十三条の二第一項	住民	合併特例区の区域内に住所を有する者
第百七十三条の二第二項	規則	合併特例区規則
	会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関	合併特例区の長又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関

第五十条第一項の表第百七十三条第一項の項中「第百七十三条第一項」を「第百七十三条の四第一項」に、「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改め、同表第百七十三条第一項第一号の項中「第百七十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改め、同表第百七十三条第二項の項中「第百七十三条の四第一項第二号」を「第百七十三条の四第一項第二号」に改め、同表第百七十三条第三項の項中「第百七十三条第三項」を「第百七十三条の四第三項」に、「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改め、同表第百七十三条第三項第一号の項中「第百七十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改め、同表第百七十三条第三項第二号の項中「第百七十三条第三項第二号」を「第百七十三条の四第三項第二号」に改め、同表第百七十三条第三項第三号の項中「第百七十三条第三項第三号」を「第百七十三条の四第三項第四項」に改め、同表第百七十三条第四項の項中「第百七十三条第四項」を「第百七十三条の四第四項」に改める。

（地域再生法施行令の一部改正）

第十一条　地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第十三条　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

第八条　削除

附則第九条中「保育料」を「同項に規定する額」に改め、同条の表児童福祉法第五十六条第七項の項中「第五十六条第七項」を「第五十六条第六項」に改め、同表児童手当法第二十一条第二項の項中「第五十六条第七項各号又は第八項各号」を「第五十六条第六項各号又は第七項各号」に、「第五十六条第七項各号又は児童福祉法第五十六条第八項各号」を「第五十六条第六項各号又は児童福祉法第五十六条第七項各号」に改め、同表児童手当法第二十二条第一項の項中「第五十六条第七項若しくは第八項」を「第五十六条第六項若しくは第七項」に、「第五十六条第八項」を「第五十六条第六項若しくは児童福祉法第五十六条第七項」に改める。

附則第十条中「第七項」を「第六項」に、「前二条」を「前条」に改める。